

鞍手町公共工事からの暴力団等排除に関する実施要綱

令和2年9月4日鞍手町告示第122号

(目的)

第1条 この要綱は、鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第4条の規定による措置を実施するため、公共工事における暴力団及び暴力団関係団体（以下「暴力団等」という。）の排除に関し必要な事項を定めることにより、発注者、受注者及び警察（以下「三者」という。）による連携を強化し、暴力団等の不当、不法行為の防止及び排除を目的とする。

(対象工事)

第2条 対象とする工事は、鞍手町（以下「町」という。）が発注する予定価格が1億5千万円以上の建設工事とする。ただし、町長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(実施内容)

第3条 町は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 福岡県直方警察署（以下「直方警察署」という。）への落札者情報等の提供 落札者決定後、町契約担当課から直方警察署刑事課に対し、速やかに落札者情報を提供する。
- (2) 受注者に対する暴力団等排除協力に関する要請文書の配布 契約締結時、町契約担当課から受注者に対し「公共工事からの暴力団等排除の協力要請について（別記様式）」を配布し、暴排スキーム（三者による連携をいう。）の協力要請を行う。
- (3) 直方警察署への施工体系図の情報提供 町契約担当課から直方警察署刑事課に対し、受注者が作成する施工体系図の写しを提供する。
- (4) 直方警察署との連携による現場指導 町工事監督課と直方警察署刑事課は、必要に応じて情報交換を行い、暴力団等排除に関し連携協力して、受注者に対し現場での指導を行う。
- (5) 受注者及び下請業者（以下「受注者等」という。）からの相談受付及び受注者等への指導及び助言 受注者等から相談があった場合には、町契約担当課から適切な指導及び助言を行うものとし、相談内容に応じて、直方警察署刑事課に対し支援を求めるよう指導する。

(連携会議)

第4条 町は、前条の規定による業務のほか、対象となった建設工事において、工事着手後速やかに警察及び受注者等に参加要請を行い、三者による連携を図るための会議を開催するものとする。

2 会議は、三者のいずれかが必要であると判断したときは、随時、開催することができるものとする。

3 会議は、対象工事ごとに町工事監督課が主管する。

(庶務)

第5条 公共工事からの暴力団等排除の実施に関する庶務は、町契約担当課が処理する。

(補則)

第6条 公共工事からの暴力団等排除の実施にあたり、実施内容及び運用に変更の必要が生じたときは、町は、直方警察署に照会又は相談を行い、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

公共工事からの暴力団等排除の協力要請について

本工事においては、暴力団等の排除を徹底し、工事の適切な執行を図るため、工事に従事する全ての工事関係者と、発注者である鞍手町及び福岡県直方警察署が相互に連携、協力することとしています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 1 施工体系図を警察機関と情報共有することにより、暴力団関係者の下請参入等を監視します。

※「施工体系図」を作成した場合は、鞍手町（総務課庶務管財係）へ提出してください。警察機関と情報共有します。

- 2 請負契約書に記載された「暴力行為等に対する措置（発注者の解除権に抵触するものをいう。）」について遵守の徹底をお願いします。

※暴力団等に対して、いかなる名目であれ、金銭等の提供は行わないでください。ささいなことでも不安に感じるがあれば、鞍手町又は警察機関へ直ちに相談してください。

※必要に応じて、警察機関が受注者等に対して、暴力団等の排除に関する支援を行います。

- 3 暴力団等の排除の重要性について、下請業者等にも徹底してください。

※下請業者等が不当介入を受けた場合も、速やかに鞍手町又は警察機関へ報告・相談してください。

■連絡先

- ・鞍手町 総務課 庶務管財係
電話（〇〇〇〇）〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇〇）
- ・福岡県直方警察署 刑事課 組織犯罪係
電話（〇〇〇〇）〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇〇）